

## 第 6 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 10 年 4 月 25 日）

午後 1 時 30 分愛媛県参事会室に於て開会 同日午後 2 時 15 分閉会

### ・議事目録

報第十号 会長、委員、幹事異動報告の件

報第十一号 会長職務代理者異動報告の件

報第十二号 都市計画法適用町村指定報告の件

報第十三号 都市計画法適用町村中都市計画区域決定報告の件

議第 7 号 三津浜都市計画区域決定に関する答申の件

議第 8 号 新居浜都市計画区域決定に関する答申の件

### ・出席者

会長 愛媛県知事

委員 新居浜町長

委員 三津浜町長 代理

委員 愛媛県書記官 2 名

委員 内務技師 代理

委員 三津浜町会議員

委員 新居浜町会議員 2 名

委員 愛媛県会議員 4 名

委員 愛媛県書記官

幹事 地方技師

都市計画地方委員会技師

書記

技手

### ・欠席者

委員 鉄道局長

委員 三津浜町会議員

議長：一寸御挨拶申し上げます。本日第 6 回都市計画愛媛地方委員会を開催いたしますにつきまして皆様方御多用の所を御割きいただきまして御出席くださいましたことは真に感謝に堪えないところでございます。本日ご審議をお願いいたします案件は三津浜及び新居浜都市計画区域の決定に関し内務大臣から諮問がございましたに就きましてその答申を本委員会で決定いたしたいと思うのでございます。どうかよろしく御審議の程をお願い申し上げます。尚開議に先立ちましてこの議席のことでございますが議事規則によりますと抽選によることとなっておりますが若し御承認を得ますれば本日私の方で便宜取り計らっておきましたこの議席に依ってそのまま進行いたしたいとお見ますがいかなものでございましょう。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長：ご異議がなければ只今着席の議席に依りまして審議を進めたいと思います。之から開議いたしたいと思ひます。尚この各議案の審議に移ります前に議事陸署名者を指名申し上げたいと思ひます。三津浜町の分につきましては委員さんと委員さんに、新居浜町の分につきましては委員さんと委員さ

んをお願い申し上げたいと存じます。本日の議案の中に報告がございますがこの第10号乃至13号の報告はお手元に差し上げました印刷物によって御承知を願ったことといたしたいと存じます。

**報第十号 会長、委員、幹事異動報告の件（省略）**

**報第十一号 会長職務代理者異動報告の件（省略）**

**報第十二号 都市計画法適用町村指定報告の件**

大洲町に対し左記の通り都市計画法摘要の指定ありたり

記

内務省告示第482号

都市計画法第1条の規定により愛媛県大洲町を指定す。

昭和9年10月3日 内務大臣

**報第十三号 都市計画法適用町村中都市計画区域決定報告の件**

西條都市計画区域及び大洲都市計画区域左記の通り決定ありたり。

記

内務省告示第384号

都市計画法第2条第1項の規定により愛媛県西條町の区域を以て西條都市計画区域とす。

昭和9年8月3日 内務大臣

内務省告示第483号

都市計画法第2条第1項の規定により愛媛県大洲町の区域を以て大洲都市計画区域とす。

昭和9年7月3日 内務大臣

議長：次に愈々三津浜都市計画区域決定の審議に入りたいと思っておりますがその前に一寸申し上げておきます。

都市計画委員会官制によりますと市町村長、市町村会議員たる委員の方はその市町村に関係ない問題につきましては参与することができないことになっておりますのでどうか左様に御承知の上新居浜町関係の方々はその御席で傍聴をしていただくことにしたいと存じます。三津浜町の分第7号議案を議題に供します。朗読をいたさせます。

**議第7号 昭和9年12月17日内務省媛都第4号内務大臣付議三津浜都市計画区域決定の件**

昭和10年4月25日提出 都市計画愛媛地方委員会長

内務省媛都第4号 都市計画愛媛地方委員会

左の区域を以て三津浜都市計画区域と決定せんとす。

右都市計画法第2条第2項の規定によりその会の意見を諮う。

昭和9年12月17日 内務大臣

記

愛媛県温泉郡三津浜町、新濱村、味生村、久枝村の一部（大字久万、西長戸）、和気村の一部（大字太山寺

字船ヶ谷、三つ石)

#### 理由書

三津浜町はその総面積約 405 ヘクタール (1,225,125 坪) の内利用面積約 317 ヘクタール (958,925 坪) にして昭和 5 年国勢調査の結果に依れば人口 14,073 人なるを以て人口一人当たり利用面積約 68 坪に当たり而してその人口増加率は一カ年平均 0.58%なるを以て同町の区域内に於いて尚相当余裕ありと認められるも同町と人家連坦せる新濱村、三津浜町の発展に伴い漸次市街地化の傾向にある味生村及び和気、久枝両村の各一部は何れも本町と社会的経済的に密接なる関係を有し三津浜都市計画と連絡ある施設計画を要すと認められるに依り右の区域を包容したる区域を以て三津浜都市計画区域と決定せんとす。

#### 三津浜都市計画区域決定に関する関係町村の意見要旨

町村	意見要旨
三津浜町	諮問区域の外尚興居島村の追加を希望す。
新濱村	異議なし
味生村	異議なし
久枝村	異議なし
和気村	異議なし

幹事：簡単に説明申し上げます。区域決定の理由を申し上げます前に本諮問が始まりますまでの経過を簡単に申し上げます。

当初三津浜都市計画区域を内申いたしますにあたっては当委員会と三津浜町当局と数度色々協議調査いたしまして先ず本町将来の発展を考え三津浜町及び隣接町村の内新濱村、味生村の全部及び久枝村の一部、和気村の一部の区域とするを適当として三津浜町より当委員会を経て内務大臣に内申いたしました。その後内務省と当委員会と充分折衝の結果、内務省においても内申の区域を以て適当と認め今回正式に本委員会に諮問して来た次第であります。区域決定の理由は原案添付の理由書に載っておりますから別に説明を申し上げませぬでもよろしゅうございますかも知れませぬがここに一応簡単に申し上げます。

三津浜都市計画区域につきましては色々考慮いたしましたのでございますが都市計画区域は先ずその都市将来の発展につきましてその過去における人口増加の趨勢、地勢、行政区画並びに産業の状態等を基として考慮せねばなりません。即ちその都市将来の発展を考え都市が有機体としての機能を充分発揮し得るに適當なる範囲を以て定むる事が必要であります。人口増加の趨勢を三津浜町に就いて見ませるといふと、大正 9 年の国勢調査に依りますと 11,207 人、途中に大正 14 年 5 月古三津村を合併いたしました昭和 5 年に調査によりますと 14,073 人でございまして即ち 10 年間に約 26%増加をしております。理由書の中に「1 カ年平均 0.58%」とありますが之は「1 カ年平均 2.6%」の誤記でございますから御訂正を願います。又人口の密度を見まするに、昭和 5 年の国勢調査の人口を基準としまして一人当たり 68 坪となっておりますが以上の如く人口の増加率が相当の高率を示し人口密度も一人 60 坪と見まして之を標準といたしますと略し飽和点に近い状態になっております。三津浜町は地形上松山市と相接しかつ松山市の門戸をなしておる次第でございまして、松山の都市計画に連絡があり、計画を立てますに当たりまして当町との中間に相接する味生村及び久枝村の一部を区域内に包含いたしました。尚久枝村の一部には本町の上水道水源の穿井がありますし又味生村の部分にはその境界に接して上水道の配水池がございます。申すまでもなく上水道は都市

生活上重要なものでございまして右の点から当町と密接なる関係を持っております。又新濱村は高浜港を擁して本町の港湾計画上重要な関係を持ちかつまた遊覧及び海水浴場として只今繁栄いたしております梅津寺を含みこれまた当町と密接なる関係を持っております。又交通の方面を申しますと指定府県道松山高浜港線、府県道堀江三津浜港線、上高野三津浜港線、三津浜港線、郡中三津浜港線が縦横にこれらの町村を相連絡しており尚伊予鉄道の電車線路及び国有鉄道がこの間を貫き益々関係を密接ならしめておる次第でございます。このような理由に依って本町としての機能も充分發揮するに適當なる範囲として本区域が格好のものであらうと考えた次第でございます。尚区域決定に関する関係町村の意見要旨につきましては三津浜町の意見として興居島村の追加を希望しております。当初内申しました際は本区域の通りでございましたが後に内務次官から正式に關係町村の意見を聴いてきました際に当町の港湾計画上興居島村を追加したらよからうとの意見が町会において出ました次第でございます。之は眞に尤もな意見でございまして幸いに本委員会の賛成を得ますれば「区域追加の件」といたしまして次の委員会に諮りたいと存じます。手続き上都市計画法第2条第2項により内務大臣より一応興居島村の意見を徴することになっております。

議長：どうか本案に就きまして御質問がございましたらばお述べ願います。

御質問がなければ採決をいたしたいと存じます。尚読会を省略いたしたいと存じますがご異議ございますでしょうか。

（「意義なし」と叫ぶものあり）

議長：それでは採決をいたします。大臣の諮問通り異議ないと答申することにご異議ございませぬでしょうか。

（「意義なし」と叫ぶものあり）

議長：それでは大臣の諮問通り異議なき旨答申いたしたいと存じます。

議長：次に議第8号の新居浜都市計画区域決定の審議に移りたいと思います。まず朗読をいたさせます。

#### 議第8号 昭和10年4月4日内務省九媛都第6号内務大臣付議新居浜都市計画区域決定の件

昭和10年4月25日提出 都市計画愛媛地方委員会長

内務省9媛都第6号 都市計画愛媛地方委員会

左の区域を以て新居浜都市計画区域と決定せんとす。

右都市計画法第2条第2項の規定によりその会の意見を諮らう。

昭和10年4月4日 内務大臣

記

新居郡新居浜町、金子町、高津村、泉川村、角野村、中萩村

#### 理由書

新居浜町はその面積476ヘクタール（1,439,900坪）の内利用面積251ヘクタール（759,275坪）にして昭和5年国勢調査の結果に依れば人口10,491人なるを以て人口一人当たり利用面積約72坪に当たり既に相当人口稠密なる状態にあるのみならず大正9年より昭和5年に至る期間の人口増加率は1カ年平均4%の高率を示せるをもって同町の都市計画区域はその行政区画の外に亙る区域に依り之を決定するを適當と認む。即同町と人家連坦せる金子村、地下水豊富にして好個の工業地を成せる高津村、新居浜駅の所在地たる泉川村、同町発展の主因を成せる別子銅山の鉱業施設所在地たる角野、中萩両村は何れも新居浜町と社会的経済的に密接なる関係を有し新居浜都市計画と連絡ある施設計画を要すと認められるるによりこれ

ら町村を包容したる区域を以て新居浜都市計画区域と決定せむとす。

#### 新居浜都市計画区域決定に関する関係町村の意見要旨

町村	意見要旨
新居浜町	異議なし
金子村	異議なし
高津村	異議なし
泉川村	異議なし
角野村	事業実施に要する経費の負担を要せざる限り異議なし
中萩村	異議なし

議長：之また先程申し上げましたと同様に三津浜町関係の方々には傍聴ということに御承知願っておきます。説明願います。

幹事：大体前の如く本諮問が参りますまでの経過を概略もうしあげます。当区域の内申をいたしますに当たりましては本委員会と新居浜町当局と種々調査いたしまして本町の将来の発展を考慮し原案区域の如く新居浜町、金子町、高津村、泉川村、角野村、中萩村の区域を適当とし本委員会を経て内務大臣に内申致しましたところ内務省においても本区域を適当なりとして今回正式に本委員会に諮問し来た次第でございます。区域決定の理由は理由書に詳細を尽くしておりますから省略したいと思います。新居浜築港工事も大に進捗し本町月々の発展は目覚ましいものがあります。本計画の如きも尅日も忽にすべからざるものであらうと存じます。区域内全町村の意見も異議なく賛成いたして居る次第でございます。幸いに本委員会の御賛成を得ますれば本案の如く答申いたしたいと存じます。

議長：御質問がございましたらばおっしゃっていただきます。

(「一寸意見を述べます」といったものその他発言するもの多し)

議長：御質問がなければ採決いたしたいと思いますが尚御質問並びに御意見はございませぬか。

(「意義なし」と叫ぶものあり)

議長：それでは諮問通り読会を省略いたしまして決したいと思いますが御異議ございませぬか。

(「意義なし」と叫ぶものあり)

議長：内務大臣の諮問に異議なき旨答申することに異議ございませぬですか。

(「意義なし」と叫ぶものあり)

議長：御異議がなければ左様決します。

之を以て議案全部を議了致した次第でございます。皆様にはご多忙中慎重審議をいただきまして真にありがとう存じます。之を以て会議を終わります。

## 第7回愛媛都市計画地方審議会（昭和11年3月20日開催）

午後2時愛媛県参事会室に於て開会、同日午後3時10分閉会

### ・当日出席したるもの下の如し

会長 愛媛県知事  
委員 松山市長  
委員 宇和島市長代理助役  
委員 愛媛県書記官  
委員 内務技師  
委員 鉄道局長代理 鉄道局技師  
委員 松山市議会議員 3名  
委員 愛媛県会議員 3名  
委員 愛媛県書記官  
幹事 地方技師  
松山市助役  
都市計画地方委員会技師

書紀

### ・欠席者

委員 愛媛県書記官  
委員 愛媛県会議員

### ・議事目録

報第14号 委員幹事異動報告の件  
議第9号 宇和島都市計画区域決定の件  
議第10号 松山都市計画街路中追加変更の件

議長：大変御待たせ致しました。是より第七回都市計画愛媛地方委員会を開きます。

本日御審議を願ひまする案件は、宇和島都市計画区域の決定並松山都市計画街路中追加変更に関する答申の件でありまして、本件に付ましては内務大臣より諮問が御座いましたので、之に対し御審議願ひたいと思ふのであります。皆様方御多忙の際、御繰合せの上御出席を頂きました事は洵に欣快に堪えぬ次第で御座います。付きましては議事規則第八条に依りまして議事録署名者を指名致したいと存じます。宇和島の分は委員並委員の両委員に御願ひ致したいと存じます。松山の分に付しましては委員、委員の両委員に御願ひしたいと存じます。

議長：それでは之より議事に入ります。報第14号はお手元に御配布いたしました印刷物によりまして御承知願ひたいと存じます。

報第 14 号 委員、幹事異動報告 自昭和 10 年 4 月 26 日 至昭和 11 年 3 月 15 日

就任年月日	退任年月日	資格	官公職名	氏名
10 年 5 月 23 日		委員	宇和島市会議員	△
	10 年 12 月 3 日	同	同	
	10 年 11 月 25 日	同	同	
10 年 6 月 6 日		同	西條町長	
	10 年 6 月 30 日	同	大洲町長	
10 年 7 月 1 日		同	同	
10 年 7 月 5 日		同	八幡浜市会議員	
同		同	同	
同		同	同	
10 年 9 月 3 日		同	大洲町会議員	

議第 9 号 昭和 10 年 8 月 21 日内務省媛都第 2 号内務大臣附議宇和島都市計画区域決定の件

昭和 11 年 3 月 20 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

内務省媛都第 2 号 都市計画愛媛地方委員会

左の区域を以て宇和島都市計画区域と決定せんとす。

右都市計画法第 2 条第 2 項の規定によりその会の意見を諮う。

昭和 10 年 8 月 21 日 内務大臣

記

宇和島市

北宇和郡来村、高光村の一部（大字高串字根無川、申生田、安常、茂森、家の藤、徳の森、本村）

理由書

宇和島市はその総面積約 5,416 ヘクタール（1,638 万 3,400 坪）の内利用面積約 776 ヘクタール（234 万 7,400 坪）にして昭和 5 年国勢調査の結果によれば人口 50,362 人なるを以て人口 1 人あたり利用面積約 46 坪に当たり既に相当人口稠密なる状態にあるのみならず人口増加率は 1 カ年平均 3.3%の高率を示せるを以て本市の都市計画区域はその行政区画の外に亘る区域により決定するを適当と認む。即ち本市と人家連坦せる来村及び本市の発展に伴い漸次市街地化の傾向にある高光村の一部は何れも本市と社会的経済的に密接なる関係を有し宇和島都市計画と連絡ある施設計画を要すと認められるにより右の区域を包容したる区域を以て宇和島都市計画区域と決定せんとす。

宇和島都市計画区域決定に関する関係市村の意見要旨

市村名 意見要旨

宇和島市 異議なし

来村 左の条件を附し同意す。

1. 都市計画に関する経費を負担せず。
2. 宇和島市と合併せず。
3. 本村内に於ける工事は事前に協議すること。

高光村 異議なし

- 但し
1. 都市計画に関する経費を負担せず。
  2. 宇和島市と合併の意思なし。
  3. 都市計画事業執行の際は村の意見を徴すること。

議長：尚申し落しましたが規定によりまして市長並びに市議員たる委員の方はその市の問題以外につきましては議事に参加できないことになっておりますので松山市の関係の方は傍聴していただきたくこの点御承知を願います。それではどうか説明を願います。

幹事：それではご説明申し上げたいと存じます。宇和島都市計画の区域決定理由を申し上げます前に諮問が参りますまでの経過を簡単に申し上げたいと思います。当初区域を内申するに当たっては当委員会と宇和島当局と色々数度調査協議いたしまして先ず本市将来の発展を考え宇和島市及び隣接町村の内来村の全部及び高光村の一部を区域とするを適当として宇和島市より当委員会を経て内務大臣に内申いたしました。その後内務省と当委員会と十分折衝の結果、本省においても内申の区域を適当と認め今回正式に本委員会に諮問してまいった次第でございます。

区域決定の理由は議案添付の理由書に載っておりますから別に説明を申し上げなくても宜しいかも知れませぬが茲に一応簡単に申し上げます。

先ず都市計画区域を決定するにあたって考慮しなければならないことはその都市における過去の人口増加の趨勢、地勢、行政区画並びに産業の状態等でありまして之を基として都市の将来の発展を考え、都市が有機体として機能を十分発揮しうるに適當なる範囲を以て定めることが必要であります。

本市における人口増加の趨勢を見ますると大正 15 年の国勢調査に依りますと 38,534 人途中昭和 10 年 9 月九島村を合併いたしました昭和 10 年の調査によりますと 51,280 人でありまして即ち 10 年間に約 33%の増加を示しております。又人口密度を見ますると昭和 5 年の国勢調査の人口を基準としまして一人当たり 46 坪となっております。

以上のごとく人口の増加率は相当の高率を示し、又人口密度もひとり 40 坪と見まして之を標準といたしますと、略々飽和点に近い状態であります。次に本市の西方一帯は宇和海に面し所謂リアス式海岸をなして海岸線に富んでおりますが、後方は急峻な山岳が直に海に迫ってその間に僅かに平坦地を残し、本市と付近の交通は全く南北に局限せられ北は高光村の内略々分水嶺以南の土地、南は来村川の流域であって相当の面積を有す来村を区域内に包含いたしてあります次第でございます。この二か村は単に宇和島市に隣接するのみならず、指定府県道松山宇和島線と宇和島宿毛線、同宇和島中村線等によって密接に相連絡せられ、尚将来国有鉄道によってこの間を貫き、益々関係を密接ならしめてくる次第であります。

こういう事情によって本市としての機能を十分発揮するに適當なる範囲として本区域が格好のものであると考えました次第であります。国有鉄道建設工事、宇和島築湊工事も大体進捗しつつある今日、本計画の如きも一日も忽にすべからざるものであらうと存じます。区域内全市村の意見も異議なく賛成いたしておる次第であります。幸いに本委員会の御賛成を得ますれば本案の如く答申いたしたいと存じます。

議長：御質問ございませんか。御質問がなければ採決いたしたいと存じます。尚読会を省略いたしたいと存じます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長：それでは諮問通り差し支えなき旨回答いたしたいと存じます。左様に決定いたします。

議長：次に議第十号のご審議を願います。先程申し上げました如く宇和島の方は傍聴ということに御承知



願います。朗読を願います。

**議第 10 号 昭和 11 年 3 月 10 日内務省媛都第 1 号内務大臣附議松山都市計画街路中追加変更の件**

昭和 11 年 3 月 20 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

内務省媛都第 1 号 都市計画愛媛地方委員会

松山都市計画街路中左の通追加変更せむとす

右都市計画法第三条の規定に依り其の会議の審議に付す

昭和 11 年 3 月 10 日 内務大臣

第三中 2 等大路第 2 類第 4 号線(本町道後線)を別表 2 等小路第 1 号線に、2 等大路第 3 類第 17 号線(持田本村線)及同第 18 号線(御築山本村線)の幅員 8 米の区間の一部を幅員 11 米に、1 等小路第 8 号線(中一万山田線)の幅員 11 米の区間の一部を幅員 15 米に改め、2 等大路第 3 類第 13 号線(河原町竹原線)中刑務所付近より同第 3 号線に至る区間の位置を改め、1 等小路第 7 号線(山越道後線)の幅員 11 米の区間を廃止す(別紙図面表示の通)

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点 終点、主なる経過地、幅員(米)】

2,小,1、本町道後線、本町五丁目、道後湯之町、6

但し起点より高等商業学校脇に至る区間は 11 米とす

別紙図面表示の通

左の二路線を追加す

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点 終点、主なる経過地、幅員(米)】

2,3,22、本町道後北線、本町七丁目、道後湯之町、11

1,小,17、清水町北味酒線、北味酒町、北味酒町、8

但し起点より 2 等大路第 3 類第 22 号線に至る区間は幅員 11 米とす

別紙図面表示の通

理由書

高浜方面と道後を連絡する主要路線として新設の府県道を利用する為、2 等大路第 3 類第 22 号線を追加し、右路線に近接して並行する 2 等大路第 2 類第 4 号線及 1 等小路第 7 号線は前者の幅員を縮小、後者の一部を廃止し、右新設路線と連絡の都合上、2 等大路第 3 類第 17 号線及同第 18 号線、1 等小路第 8 号線の一部の幅員を変更し、1 等小路第 7 号線と 2 等小路第 1 号線の連絡を良好ならしむる為、1 等小路第 17 号線を追加し、又 2 等大路第 3 類第 13 号線は改修せる市道を利用する為、何れも既定計画を追加変更せむとするものなり。

議長：それでは説明を願います。

幹事：御説明申し上げます。議案の中第三中とありますのは、参考として御手許に御配りしました、パンフレット「松山都市計画街路」の中の第三項路線表示のことを指すのであります。変更の理由は原案添付の理由書に総ては尽きて居りますが、昨年より新に改修しつつある府県道、道後三津浜線は着々其の工を進め、将来道後三津浜及高浜を連絡する城北に於ける重要路線たるは明かでありますから、本街路計画に対しましても路線を特に 11 米の 2 等大路第 3 類第 22 号線として追加変更し、

特に上記県道に近接して並行して居る従来の2等大路第2類第4号線は工事費を軽減するの目的を持ちまして幅員を縮小し、11米を6米に致したのであります。其の他は22号線の新に追加せられましたに伴う連絡上の幅員拡張及一部の廃止でありまして、詳細は図面に依り御了承願ひたいと存じます。又2等大路第3類第13号線の変更は既に改修せられて居ります市道竹原線を利用し、些少の路線の喰ひ違ひを是正せんとするものであります。共に要は街路系統を紊さざる限り、在来の道路を利用しまして市街地建築物法による建築線運用を円滑且つ厳正ならしめんとするが為であります。幸に本委員会の御賛成を得ますれば、本案の通答申致したいと存ずるのであります。

議長：御質問御座いませんか。

委員：一寸伺います。そうしますと曾て此の委員会で決めました道後本町線の一部は縮小すると云う御意見の様に承りますが、左様なれば私共之は問題だと思ひます。一応其の辺に付御答弁を願ひます。

幹事：御答致します。一部幅員、路線に不正確になりましたのがありまして、前に決定致しました線を其のまま存置してはありますが、其の一部分は幅員の狭くなるのもあり、又広くなるのもあるのであります。

委員：それなら一寸伺って見たいと思ひますが、一度此の委員会で決めました、市民と申しますか、大きく申しますれば天下に公約したものを、所謂市街地建築物法の適用に依りまして、其の幅員を割かなければ建築が出来ない、又此の都市計画に従えば建築物は道路を拡張する場合には取除かなければならないと云うことであります。そうして今日迄約二カ年の間それを天下に公約して置いて、之が屢々変更されると云う事になるが、之では全く都市計画の将来性が無くなると思ひるのであります。都合に依って右にでも左にでも…。私は左様なことは信じたくありませんが、此の都市計画に対しては夢の計画であるとまで悪口を云う人が世にはあるのであります。先般私共が此の席に会合して議決致しました事が変わると云う事になれば、委員会におきます決議は直ぐ変更される。私は道路が出来て利便を得ると云う事に付ては、無論左様に致さなければならぬ、又当然然あるべきであると思ひるのであります。天下に公約した事が度々変更されては其の付近の住民が困るだらうと思ひるのであります。其処に道路が付くものであると云う事を認識して、自分の生活の基礎を此所に置くと云ふ事、之は頗る当然の事であります。私共が先般審議致しました所の路線は、其の間隔においても當を得て居るもので有ると認めまして、之に賛意を表したのであります。それが今日更に此の路線と路線との間に一線付きまして、之は甚だ便利であつて結構であります。其の為に其の当時決まった所の道路を狭くすると云う事は、私は如何かと思ひるのであります。道路の利用価値と云う事に付て考えます場合には、僅に一地方の道路であるとは申しながら、一度衆智を集めて審議をした事が変更されると云う事になれば、本委員会の権威にも拘はりはしないかと私は考えるのであります。私は十二分には調査は致しては居らないのであります。一寸伺つてみたいと思ひます。こう云う事をする場合には、市当局と都市計画幹事、私は甚だ迂遠にして法文をよく存じませぬので妙な事を伺ひますが、市当局と幹事とかよく御打ち合わせになつてなしたのであるかと云ふ事を伺ひたい。それは何であるかと云うと、此の道路の沿線に、此れは一、二年位前の事であると思ひるのであります。或建築の立案をなして居る所が、其の場合に都市計画法の実施に依つて此の付近に道路が作られるから之は許可できないと云うので建築の許しが出ません。そう云う適用を受けまして、不幸にして其の人は其の本建築をなし得なかつたと云う話があるのであります。斯く如き事は一体如何なるのでありましようか。そうして其の地方の住民は、一度決議をしても、只今の様な理由に依つて三津高浜間の交通が頻繁になつたから、便利だから変えると云う事ではありますが、私は承りたい。此の都市計画はどう云う手続きを経たら完成するか、完成すれば無論それは交通の緩和が計

れます。完成が長くかかれば何か便利な方法を考へる弁法を講ずると云うのが、本委員会の趣旨の様に私は推測するのであります。そう致しまして、此の都市計画の完成が出来ないから、便利が悪いから、勝手に便利の良い方に変えると云うことになりますれば、全く都市計画の完成と云う事に疑感を有つ。之は私一人のみならず総ての人がそうでありますが、此の辺に対して当局はどう云う事を考へて居られるのでありますか、一応御話を承って見たいと思ひます。

幹事：只今の御意見御尤のことではありますが、一部変更につきましては、前にも申し述べました通に、前に決定されて居った路線の一部の幅員が小さくなったということに付ましては、市民が斯くの如く変更が再々あっては不満に堪へないと云ふ様な御意見ではありますが、此の変更につきましては、そう簡単出来るものでもなく、幸に此の変更路線が決定致しました経過には、只今の様な事情もなかったのであります。而も此の案を只今御審議頂くまでになった事は、御説明申し上げました通に市当局とも相当論議を致しました結果で御座いまして、そう度々変更出来るものでもないのであります。之に付ましては尚最後に御話のありました、其の完成が遅れる為に変更が起るのではないかと云う様な意味の御話であったが、此の完成に対する時期が何時であるかと云う事は、まだ具体的に決する程内容が進んで居らないのであります。之は此の原因は経済に支配されて居る事は素よりであります、街路網の次に地域の決定が起こって来るのであります。斯う云うものを決定して初めて、其の実行の方法を具体的に決めなければならないと云うことになるのであります。未だ本市の都市計画は、之を具体的に進めるまでには至って居ないのであります。此の点特に御了承願ひたいのであります。

委員：私の勘違いかも知れませんが、其の道路網の完成が一寸変に思はれるのであります。一寸気が付いたから申し上げますが、街路網が決まってから地域の決定をするのではなくて、私共は必ず此の先に地域を決定致したらと思うのであります、之は錯覚でありましようか。只今の御話に依りますと、案が常に変わる、そうして此の線路が変わると云う事になれば、言葉を換えて申しますれば、一度この方面に道を付けるという事を約束して置きながら、それを小さくするとか、変更すると云う事は其の付近の住民を騙したことになりはしないかと斯う云うのであります。其の一つの例として、私は今建築をしたいと思つて願つて出たけれども許されなかったと云うことを申しあげたのである。そうして此の御話に依りますと、只今は此の計画の実行に付ては考へて居らぬと云うことでありますが、そうすると之は或いは派生的問題であります、妙なことを訊く様であります、そうすると此の都市計画と云うものは只地図の上に線を引っ張って置くだけであつて、之が出来るか出来ぬかは判らぬものだと云う事になるのであります。之は曲解すると云うものかも知れませんが、私はそう信ずるのであります。大体此の線路を普及されると云う事については、私共異議を有つものではないのでありますが、一度8間の道路を御前の所へは付けてやるぞよと云つて約束して置いて、追つつけ之を小さくすると云うことは、其の付近に利害関係を有するものに対して重大な影響を及ぼすのでありまして、之はどうも宜しくなからうと私は申し上げるのであります。その辺に対しては、当局はどう思はれるのでありますか。少なくとも之だけはしてやるよと、斯う天下に公表したことを左様な風に、其の地方の住民に不利益になる如く変更すると云うことは、私は徳義の上に置きましても許すべからざることであると考えるのであります。私はそうは思わないのでありますが、当局に於かれて若し斯う云う風に勝手に其の地方の住民に公約をして置きながら、変えても差支えないと云う御考へであるかどうか。色々と理屈を云う様であります、一度天下に公表したことを変更されると云うことは、私は国民思想の上からも、或は何の方面から申しましても宜しくないと思うのでありますが、当局に於かれてはどう云う風に考えられるか。それから又、此の道路網を拵える時には、私共も此の席にありまして御相談に預かったのであります。当時の理事者

諸君は殆ど代られて居る。委員さんが居られるだけで他は殆ど代られて居ますが、そう云う風に人間が代れば其の代った度毎に案も代ると云うことになれば、之亦問題であると思うのであります。其の辺に対しては、当局は将来どう云う御方針でありますか。今御話の模様では何時出来るか判らぬと云うことでありますか、成程之は実際に於て今着手されると云うのでない。併しながらもう一つ突込んで申しますならば、今日此の路線の変更は実行が先になって斯う変更に至らなければならぬのではないかと云う疑いを持たれる。現に此所には斯う云う風な道路が出来たから此の辺は之々の道路を付けると云う様な御考えではないかと思うのであります。敢て御言明を煩はしたいと思うのであります。

幹事：私、市の立場から御答え致したいと思ひます。元来御説の如く委員会で決まって居ります路線を軽卒に変えると云うことは決して良くない、いけないこととあります。市と致しましては、県に相談しました際に色々熟議致したのであります。都市計画も此の県道の改修に依りまして並行線と云うものが出来ます以上、交通上非常に煩鎖な事であつて、之は当初の計画通の幅員を守らなくても交通上に支障のないと云うことが云い得られると思ひます。そうして又此の変更になります路線は殆ど旧市街地であつて、新に建築をして居る様な風のもの、急ぐ、此の為に支障を来す様なものもない様に思われるのであります。そうして今後建築をする時等に、なるべく早く交通の緩和が出来る様にして、其の付近の人々が支障なくやうて行けると云う事になれば、其の事を決定して早く市民に徹底せしめると云うことも今後の建築上必要であらうと存じます。之が当局に於きまして変更致しました主なる理由であります。固より此の一応決つて居ります所のものを変更すると云うことは、其の付近の住民は非常な迷惑を感じることでありまして、之は余程慎重に考えなければならぬことと云うのであります。此の点は、今委員さんから御述べになった通でありまして、根本的の御議論としては尤も千万なこととあります。併しながら此の路線の変更に付ましては、実際に旧市街地でありまして、目下それ程に市民に支障、大きな迷惑をかけては居らないのでありますから、どうか御了承を願ひたいと思ひます。

委員：大体御説のあることは判るのであります。私の申し上げるのは、此所に8問道路を付ける、此の道路は無理に付けるのではない、道路が付いたから必然的に其の道路の両側には家が建つと云ふことが根本である。それあるが故に都市計画だと仰言のらうと私は信ずるのであります。であるから、道路があれば必ず都市計画の路線にすると云うのでもない。県道なるが故に必ず此の都市計画の街路網の中へ入れなければならぬと云う理屈もない。今御話に依りますと、県道を改修したから便利になる。之に付ては私共固より歓迎する、こう云うことについては賛成するに吝かでないものであります。一度この方へは8問の道路を付けてやろうと、こう云うことを其の地方民に約束して置いて、それを縮小する。之では、私は其の付近の人々は相当迷惑を受ける人もあるのであります。併しながら其の付近が立派な道になると云うことに於て、其の迷惑も忍んで其の様にしてくださいと願つて居るのであります。それを今度は勝手に小さくすると云うのであります。之は一度与へて置いた権利を剥奪する事になる。之は、私は甚だ問題だと思ひます。一度約束して御前の方にはこう云うものを拵へてやるぞよと云つて置きながら、之を取り上げると云ふ様なことは、之は面白くない。将来も県道が付いて便利になれば、平行線が出来れば、之を又変更する事になれば、私は之は收拾すべからざるものと思ひます。重ねて申し上げますが、御提案になった御趣意に対しては私共敢て理屈は云わないのであります。根本精神に於て、一度与へてそれを取り上げることは良くないと私は考えるのであります。当局はどう御考えになるのでありますか。

委員：色々深刻な御議論もある様であります。暫時休憩して協議会に移して貰ひたいと存じます。

議長：私からも一言申し上げておきますが、申す点もなく一旦決めた事を濫りに変える事は決して宜しく

ないのでありますが、都市計画は所謂百年の大計でありますから容易に変わるものではないと思うのであります。併し本案を提出しました理由は、情勢の上に於て非常な変化を来して、前の計画は適当でなくなった、所謂非常特別の場合だと私は考えます。勿論御説の如く一旦決めたことを更に変えると云うことは最も慎重な考慮を要することと思うのでありまして、この点につきましては御趣意に全く同感であります。本案を提出しました理由は、先程申し上げました如く、情勢の重大な変化があった其の為に変更する考を起した次第であります。若しそれで御了承下さいますならば、強いて休憩を致さなくても差支えないかと思うのであります。如何で御座いますですか。

委員：重大な変化と云うことに私は多大の疑惑を有つのであります。只今御述になった所の此の程度の原因、色々御話があったのでありますが、其の御話の色々の原因を総合いたしまして、そうして之を重大な変化と申しますことは、私は之をどうかと思うのであります。そう云うことが重大な変化であると云えば、或は無理にそう云えぬこともないのでありますが、私は之が甚だ問題であると思う。どの辺に重大な変化が起ったのであるか、はっきりどうも判らない。只口の上で重大な変化があったと申しましても納得が行かぬのであります。人口の密度の上から云って、その他総ての工業界、商業上から云って、進歩躍進の跡が認められると云うのでなければ情勢の重大な変化と云うことは出来ない。今御話の様な抽象的なことでは、所謂重大な変化を来した根源何れにありやと、私は斯う反問せざるを得ぬのであります。一度天下に公約をして此の辺には 8 問の道を付けてやるぞよと約束をして置きながら、之を俄に変更すると云うことはなんとしても私は宜しくないと考えてるのであります。其の辺に対しての御考はどうでありますか。

幹事：一寸委員さんに申し上げますが、只今の此の原因と結果の議論を致しましては、之は此の都市計画の重要性に鑑みまして、何時までも議論としては良いのでありますが、併しながら、此の市民が若し仮に 8 問道路を切望して居ましても、其の都市計画の実現と云うことに付しましては、余程これは市の財政にも影響することでありまして、其の実現を見ることが果して近き将来になし得るかどうかと云うことは問題であります。幸に此の改正道路に依りまして交通の緩和が保てると云うことになれば、其の地方の人も、先程申しました様に、都市計画の線として発表されまして後に、其の方面に多数の建築設計もして居ないのでありますが、故に只今議長から御述になった様に、先ず其の路線を取極めました当時には、此の新線の出来ると云うことは絶対に予想しなかつたのであります。併し此所に実際問題として一つの新線が出来た以上、之に依って交通の緩和をなし得るのでありまして、之等に基きまして既に決定した都市計画の路線に多少の変更を加えると云うことも、之は市の利益の上から必要ではないかと考えられるのであります。御説の如く都市計画線と云うものを絶対動かすべからざるものと致しますことは、之は人間が作った案でありますから、或は此の都市計画案に対しましても多少の間違ひのないと云ふことは断言し切れませぬ。要は此の変更によって受くる市民の被害が大であるか少であるかでありまして、御互が市民の福利を謀ることが必要であって、此の根本問題を余り御強調なさらぬように御願い致したいと思うのであります。之は議論ではありませぬ。議論としては、之を変えることが市民に迷惑を掛けると云うことは、之は全く同感であります。併しながら、此の迷惑を及ぼすことと今後市民が受ける利益とを考えまして私ども之を考えますに、之はどうも致し方ない所であろうと存じます。

委員：一寸伺いますが、私は誤解がありはしませぬかと思ひます。私は此の路線を付けるのを云うのではなくて、8 問道だと云うことを天下に公約したことを狭めるのが悪いのだと、斯う云うのである。誤解のないように願ひたい。又斯う云う風に云うと、之は議論勝手になるようでありますけれども、只今の御話によりますと、斯う云う風な新線が出来ることは予想しなかつたと云うことでありますが、将

来当局が御計画になる以上は大抵此の辺には此の位の変化が起る、此の付近はどうなる位のことは御調べに相成ったが良かろうと思うのであります。私は此度は認めるとしても、将来斯う云う風に又一寸此の方へ道路が付くと云うので、それで便利になったから之は止めて此方へ変えると云うことになれば、取止めがつかない。一度約束をして置きながら、其れを今度は仮にも縮めるのであるから或はこれで宜いかも判りませぬが、之を広げると云うことになれば又問題になると思うのであります。甚だ脱線するようではありますが、かつて委員さんをご存知だろうと思いますが、初めて此の委員会を開いた時にもどうも斯う云う問題があった。当時の速記録と云うのであるか、記録をと申し上げた方が宜しいのでありますか、それを御覧になれば判ろうと思うのであります。此所に居られる委員で委員の如きも「どうもその今日案を出して直に之を決めよ、之に諮へよと云うのは怪しからん」と云う御意見であったように記憶して居るのであります。何れに致しましても斯う云うことをする時には、十分に地元の意見や其の他のことを調べて審議をするのに便利なようにやって貰いたいのであります。私は強いて反対は致しませぬが、将来斯う云うことが三遍も五編も繰り返されることになると、之は問題だと思ふのであります。其の辺に対して敢て当局の御意見を伺いたい。

幹事：只今の御意見御尤であります。変更を再々簡単にやると云うように御述べになったのであります。只今御話になられましたような、そう軽々に之を変えると云う様な意思は有って居ないのであります。一般論と致しましては、只今云ったようなことの懸念は尤なことと思ひます。本日茲に提案されました此の案について申し上げますならば、現在までに決定した路線と只今茲に提案されました此の案とを比較して、実際に付て研究して見ますと、将来8間のものを、15米のものを6米にしたと云う様な程度で非常に狭くなったような感じが致しますが、15米の線は約50米を変更して居るのであります。要するに50米近く移動したと云ふに過ぎないのであります。其の為に交通上に差したる支障も起るまいかと考えまして、斯う云うように変更を加えたのであります。将来斯くの如き変更が度々起るものとは想像して居りませぬ。此の点御承知を願いたいと思ふのであります。

委員：それでは其の辺で宜しう御座います。竹原付近と云うのは刑務所の、何の辺ですか。此の図面では判り兼ねますが。

幹事：それは松山都市計画街路の下に挿した図面があります。一方の方は「変更」と書いてあります。又一方の方は「変更」と書いてありませぬ、印刷してあります。又13号線と云うのは其の区別を御覧になれば御解りになると思ひます。

議長：開いて御覧になってください。後に尚大きな図面があります。

委員：宜しうございます。

議長：他に尚御質問御座いませぬですか。御質問がなければ採決致したいと思ひますが、御異議ありませぬか。

御異議がなければ読会を省略致しまして諮問案の通決定致したいと存じます。御異議ありませぬか。

議長：御異議がないようでありますから、本案の通異議なき旨答申することに決定します。

付きましては所定の議案を全部議了致しました。

皆様には御苦勞でございました。これで閉会致します。

(閉会午後3時10分)

## 第 8 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 14 年 3 月 28 日開催）

### ・議事目録

報第 15 号 会長委員幹事異動報告の件

議第 11 号 新居浜都市計画街路決定に関する件

### 議第 11 号 昭和 14 年 3 月 3 日内務省 13 媛画第 9 号内務大臣附議新居浜都市計画街路決定に関する件

昭和 14 年 3 月 28 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

内務省 13 媛画第 9 号 都市計画愛媛地方委員会

新居浜都市計画街路左の通り決定せむとす。

右都市計画法第 3 条の規定によりその会の審議に付す。

昭和 14 年 3 月 3 日 内務大臣 侯爵

理由書（別途経伺の附議による）

新居浜都市計画街路（同前）

## 第 9 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 15 年 2 月 8 日開催）

### ・議事目録

報第 16 号 会長委員幹事異動報告の件

議第 12 号 新居浜都市計画地域指定に関する件

### 議第 12 号 昭和 14 年 7 月 21 日内務省 13 媛画第 3 号内務大臣附議新居浜都市計画地域指定に関する件

昭和 15 年 2 月 8 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

内務省 13 媛画第 3 号 都市計画愛媛地方委員会

新居浜都市計画地域別紙図面の通り指定せむとす。

右都市計画法第 3 条の規定によりその会の審議に付す。

昭和 14 年 7 月 21 日 内務大臣 侯爵

理由書（別途経伺の付議による）



## 第 10 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 17 年 1 月 27 日開催）

### ・議事目録

- 報第 17 号 会長委員幹事異動報告の件
- 議第 13 号 八幡浜都市計画街路決定に関する件
- 議第 14 号 新居浜都市計画事業及びその執行年度割決定に関する件
- 議第 15 号 新居浜都市計画事業道路新設拡築受益者負担に関する件
- 議第 16 号 新居浜都市計画墓地決定に関する件
- 議第 17 号 新居浜都市計画墓地事業及びその執行年度割決定に関する件

### 議第 13 号 昭和 16 年 8 月 26 日内務省媛画第 4 号内務大臣付議八幡浜都市計画街路決定に関する件

昭和 17 年 1 月 27 日提出 都市計画愛媛地方委員会  
内務省 13 媛画第 4 号 都市計画愛媛地方委員会  
八幡浜都市計画街路左の通り決定せむとす。  
右都市計画法第 3 条の規定によりその会の審議に付す。  
昭和 16 年 8 月 26 日 内務大臣

### 八幡浜都市計画街路

第1 街路の等級及び幅員は左の標準による。

- 1 広路 幅員 44 米以上
- 2 1 等大路は左の 3 類とす
  - 第 1 類 幅員 36 米以上
  - 第 2 類 幅員 29 米以上
  - 第 3 類 幅員 22 米以上
- 3 2 等大路は左の 3 類とす
  - 第 1 類 幅員 18 米以上
  - 第 2 類 幅員 15 米以上
  - 第 3 類 幅員 11 米以上
- 4 1 等小路 幅員 7 米以上
- 5 2 等小路 幅員 4 米以上

第2 前項に定めるものを除くの外街路及び橋梁の築造に関しては大正 8 年 12 月内務省令第 25 号街路構造令の定むる所による

第3 都市計画街路左の如し

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2,2,1、昭和通線、大字松柏、字沖新田、（大字松柏）、15

但し起点において面積 3,541 平方メートルの駅前広場を設け起点より延長約 670 メートルの区間の幅員は之を 18 メートルとし八幡神社前において面積 1,620 平方メートルの広場を設く。

2,3,1、八幡浜駅千丈線、大字松柏、大字郷、（大字松柏、大字郷）、11

但し起点より延長約 1,500 メートルより終点に至る約 721 メートルの区間の幅員は之を 8 メートルとす。

- 2,3,2、下松影五反田線、字下松影、大字五反田、(大字矢野町、大字五反田)、11
- 2,3,3、矢野町大平線、大字矢野町、大字大平、(大字矢野町、大字五反田)、11
- 2,3,4、里…田八幡浜駅側面線、字里…田、大字松柏、(大字矢野町、大字五反田)、11
- 2,3,5、矢野町栗ノ浦線、大字矢野町、大字栗ノ浦、(大字栗ノ浦)、11
- 2,3,6、旧港棧橋線、字港町、字港口、(字港口、字港町)、11

但し終点附近に於いて面積 1188 平方メートルの広場を設く。

- 1,小,1、本町栗ノ浦線、字本町、大字栗ノ浦、(大字栗ノ浦)、8

但し 2 等大路第 2 類第 1 号線との交差点より終点に至る延長約 500 メートルの区間の幅員は之を 11 メートルとす。

- 1,小,2、白濱通線、字港町、大字向灘、(大字向灘)、8

- 2,小,1 下松影八代線、字下松影、大字八代、(大字矢野町、大字八代)、6

但し起点より延長約 408 メートルの区間の幅員は之を 8 メートルとす。

- 2,小,2、清瀧橋八代線、大字矢野町、大字八代、(大字八代、大字矢野町)、6

- 2,小,3、本町沖新田循環線、字須崎、字沖新田、(字本町、字川通)、6

但し起点より 2 等大路第 3 類第 3 号線との交差点に至る区間の幅員は之を 6 メートルとし、同交差点より延長約 349 メートルの区間の幅員は之を 11 メートルとし、終点に至る延長約 252 メートルの区間の幅員は之を 15 メートルとす。

別紙図面表示の通

第4 本計画の些少の変更を必要とする場合は都市計画愛媛地方委員会の議を経て内務大臣限り之を変更することを得

理由書

八幡浜市は人口 32,000 を有し宇和島市とともに県南部に於ける中枢を成し九州地方連絡の要衝として知られ昭和 14 年に至り国有鉄道予讃線開通し八幡浜駅の設置を見るに及び当地方の開発は漸くその緒につかんとするに至れり。之に加えて目下建設中に属する国有鉄道開通の暁においては宇和島と連絡なり又八幡浜港の利用と相まって本市は愈々その発展を予想されるに至れるを以てここに都市計画街路を決定し各種施設設計の根幹たらしめんとす。

而して之が計画は地勢、交通及び郊外発展の趨勢等を考慮し 2 等大路第 2 類第 1 号線を配して港湾と停車場との連絡に備え 2 等大路第 3 類第 1 号線乃至 2 等大路第 3 類第 4 号線を配して都市計画区域外各都市との連絡を計り之を根幹とし適当に補助線を配して幹線相互の連絡とし都市計画区域内土地の開発に資せんとす。かくして得たる路線数 12、その延長 13,500 メートル余りに達し将来財政の事情を考慮し漸次事業化せんとするものなり。

#### 議第 14 号 昭和 16 年 9 月 17 日内務省媛国第 1 号内務大臣付議

##### 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定に関する件

昭和 17 年 1 月 27 日提出 都市計画愛媛地方委員長

内務省媛国第 1 号 都市計画愛媛地方委員会

新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割左の通り決定せむとす。

右都市計画法第 3 条の規定によりその会の審議に付す。

昭和 16 年 9 月 17 日 内務大臣

新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割

第一 新居浜都市計画街路中左の路線を都市計画事業とす。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2,1,1、大江橋新居浜停車場線、字鶴目、金子、18

2,3,5、西原仏崎線、字西原地先埋立地、字西原、15

別紙図面表示の通

第二 本事業の執行年度割左の通定む。

昭和 16 年度 約 8 分

昭和 17 年度 約 2 割 1 分

昭和 18 年度 約 3 割 5 分

昭和 19 年度 約 3 割 6 分

理由書

新居浜都市計画街路にして事業の実施を要する路線中時局下資金、資材等の関係を考慮し無起債にして比較的物資を要せざる 2 等大路第 3 類第 5 号線の一部を港湾及び臨港工業地帯の物資輸送道路とし又 2 等大路第 1 類第 1 号線の一部を新設し市庁舎、その他諸官街新築に伴う重要施設との連絡に資するため 4 年継続の都市計画事業とし新居浜市長をして之を執行せしめんとするものなり。

#### 議第 15 号 昭和 16 年 11 月 12 日内務省媛国第 13 号内務大臣付議

##### 新居浜都市計画事業道路新設拡築受益者負担に関する件

昭和 17 年 1 月 27 日提出 都市計画愛媛地方委員長

内務省媛国第 13 号 都市計画愛媛地方委員会

新居浜都市計画事業道路新設拡築受益者負担に関する件

左の通り決定せむとす。

右都市計画法施行令第 10 条の規定によりその会の審議に付す。

昭和 16 年 11 月 12 日 内務大臣

新居浜都市計画事業道路新設拡築受益者負担に関する件

第一条 新居浜市長は都市計画事業としてその執行すべき道路の新設または拡築に要する費用を本令の定める所に依り受益者をして負担せしむべし。

第二条 本令において受益者と称するは大正 9 年内務省令第 28 号に拘わらず第 4 条の負担区画内にある土地に就き左に掲ぐる者をいう。

- 1 有租地の所有者、質権者、永小作人、地上権者、賃借人、使用借主及び転借人但し永小作人、地上権者、賃借人、使用借主及び転借人に就いてはその権利の存続期間 10 年（事業着手前に設定せられたる権利の存続期間は事業着手の日より起算す）より長きものに限る。

- 2 無租地に就き左に掲ぐる者但し一時的のものを除く

(イ) 地租法第 2 条及び地租法以外の法令の規定に依る無租地（保安林を除く）の本来の用途に反すと認むる方法によりその使用収益を成し又はその権利を設定したる所有者及びその権利を有する者

(ロ) (イ) 以外の無租地の永小作人、地上権者、賃借人、使用借主転借人及び占用権者

第三条 土地区画整理又は耕地整理の施行地区内の土地にしてまだ換地処分を完了せざるものある場合

において必要ありと認むるときはその土地に就き換地処分を完了したるものと見なし前条の規定を適用することを得。

第四条 負担区画は道路の周囲においてその境界線（街角を剪除したる部分にありてはその剪除せざる部分の道路境界線を延長したる線）より道路（道路の一部を成す広場にありてはこれに接続する幅員最も大なる道路）の幅員の5倍の地域とす。

土地の状況に依り前項の負担区画を拡張する必要ありと認むるときは前項の道路幅員の10倍以内において内務大臣之を決定す。

第5条第5項の規定に依る控除額に付別に負担せしむる必要ありと認むるときはその負担区画は第1項及び第2項の規定に拘わらず内務大臣之を決定す。

第五条 前条第1項の負担区画内の受益者負担額は道路新設の場合はその事業費の三分の一、道路拡築の場合はその事業費の四分の一とす。

前条第2項の場合において道路新設の場合はその事業費の十分の五、道路拡築の場合はその事業費の十分の四以内において内務大臣之を決定す。

道路拡築の場合においてその拡築道路の地積がその敷地内にある旧道路の地積の3倍以上となるときは前2項の適用に関しては之を道路新設と見なす。

前項の地積は第6条第1項第1号の区分ごとに之を計算す。隧道、橋梁その他特殊の工事又は特殊の物件の移転にして著しく多額の費用を要するものあるときはその費用の全部または一部を控除したる額を以て第1項または第2項の事業費と為すことを得。

前項の規定により控除する額は市長これを告示すべし。

前条第3項の負担区画内の受益者負担額は第5項の控除額の範囲内において内務大臣之を決定す。

第六条 各受益者の負担金額は左記各号に依りこれを定む。

- 1 各路線を土地の状況に依り適当に区分しその区分により第四条の負担区画を一個または数個の負担区とし該当区分内の事業費に付きその区の負担額を定む。
- 2 前号の負担区を利益を受くる厚薄により一個または数個の地帯とし各地帯に前号の負担額を一定の率に依り配分す。
- 3 道路に接する地帯内の土地に対してはその地帯に配分せられたる負担額の三分の一をその道路に接する部分または間口の利用之と同等と認むる部分の長さ按比例し三分の二をその地積に比例しその他の地帯内の土地に対してはその地帯に配分せられたる負担額をその地積に比例して配分す。

第二条第二号の受益者に対しては前項の規定に依る負担額の範囲内において市長は別にその負担金額を定むることを得。同一の土地に付き2以上の受益者ある場合においては前2項の規定に依る負担金額は市長の定むる分担割合によりて各受益者之を分担す。

第一項第一号の負担区、第二号の地帯及び率、第二項の規定により定めたる金額、前項の規定に依る分担割合は市長之を告示すべし。

第七条 河川、運河、溝渠、鉄道、新設軌道、崖地等にして著しく土地の利用を区分すべき地物が第四条第一項第二項の地域内にあるときは之を以て負担区画の限界とす。

同等以上の効用ありと認むる並行道路が第四条第一項第二項の負担区画の2倍の地域内にあるときはその道路との間隔の中央線を以て負担区画の限界とす。但しその間隔内に前項の地物あるときは前項の例による。

前二項の場合における各受益者の負担金の算定については負担区画の限界なきものとみなす。

第八条 負担金はその負担区の事業着手の日の現在における受益者より之を納付せしむ。

前項事業着手の日は市長之を告示すべし。

各受益者の負担金額を決定したるときは市長はこれを各受益者に通知すべし。

第九条 市長は各受益者をして市長の相当と認むる担保を提供せしめて且利子に相当する増負担金を納付せしめ前条第三項の決定通知の日より5年を超えざる期間において負担金の分割延納をなさしむることを得。

第十条 負担金は事業費予算額に依り算出す。

前項の負担金額が事業費精算額により算出したる各受益者の負担金額に比し超過するときは之を還付し不足するときはこれを追徴す。但し市長において大差なしと認むるときはこの限りにあらず。

第一項の事業費予算額及び前項の事業費精算額は市長之を告示すべし。

第十一条 土地区画整理又は耕地整理施行者において地区内の受益者に課せられるべき負担金に相当する金額を納付したる場合においては当該受益者の負担金は之を免除す。

第十二条 左の各号の一に該当する場合においては負担金を減免することを得。但し第二号及び第三号の場合における減免額はその寄付額工事費額又は提供額を超えることを得ず。

- 1 都市計画法又は道路法の規定により道路の新設もしくは拡築又は路面改良に要する費用を著しく利益を浮くるにより負担すべき関係に該当したる土地がその事業着手の日より5年以内に更に本令に依り負担金を課せられたるべき関係に該当するとき。
- 2 道路の新設又は拡築に要する費用を補足するため土地、物件、労力もしくは金銭を寄付し又は無償にて地上物件を移転しもしくは市長が適当と認むる後方に依り工事を施工して之を寄付したるものあるとき。
- 3 道路の新設又は拡築に要する土地を土地区画整理又は耕地整理の施行により無償に手国もしくは公共団体の所有地に編入し又は無償にて提供したるとき。
- 4 土地の状況に依り市長において必要ありと認むるとき。
- 5 左の土地に付きその受益者の申請に依り必要ありと認むるとき。
  - (イ) 国、府県、市町村その他の公共団体において公用又は公共の用に供する土地
  - (ロ) 神社寺院の境内地、教会の構内地及び私立学校用地免租に関する法律第一条に掲ぐるものの用に供する土地
  - (ハ) 都市計画法第16条第一項の土地
- (二) 市街地建築物法第26条第二項の道路の境界にある土地、前項第二号及び第三号の寄付額、工事費額又は提供額は市長之を評定し第五条の事業費に算入す。

第十三条 本令の施行に関し必要な事項は市長之を定む。

附則

本令は交付の日より施行す。

宗教団体法第35条第一項の仏堂の境内地に対してはその受益者の申請に依り必要ありと認むるときは負担金を減免することを得。

**議第16号 昭和16年11月25日内務省媛国第17号内務大臣付議新居浜都市計画墓地決定に関する件**

昭和17年1月27日提出 都市計画愛媛地方委員長

内務省媛国第17号 都市計画愛媛地方委員会

新居浜都市計画墓地左の通り決定せむとす。

右都市計画法第3条の規定によりその会の審議に付す。

昭和 16 年 11 月 25 日 内務大臣

新居浜都市計画墓地

第一 都市計画墓地左の如し

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）】

1、土ヶ谷墓地、字土ヶ谷地内、約 7.0

別紙図面表示の通

第二 本計画の些少の変更を必要とする場合は都市計画愛媛地方委員会の議を経て内務大臣限り之を変更することを得。

理由書

新居浜市における既存墓地は市街地に散在し市勢の発展を著しく阻害するのみならず衛生上等の見地より省察するも遺憾の点多きを以て全体的墓地整理計画を樹立し将来都市計画として決定せんとし目下調査中なるも差し当たり港湾の利用、既成埋立地の開発上速やかに整理を要するものあるにより字土ヶ谷地内の台地に墓地適地を選定し之を都市計画墓地として決定せむものとするものなり。

#### 議第 17 号 昭和 16 年 11 月 25 日内務省媛国第 18 号内務大臣付議

##### 新居浜都市計画墓地事業及びその執行年度割決定に関する件

昭和 17 年 1 月 27 日提出 都市計画愛媛地方委員長

内務省媛国第 18 号 都市計画愛媛地方委員会

新居浜都市計画墓地事業及びその執行年度割左の通り決定せむとす。

右都市計画法第 3 条の規定によりその会の審議に付す。

昭和 16 年 11 月 25 日 内務大臣

新居浜都市計画墓地事業及びその執行年度割

第一 左の都市計画墓地を都市計画事業とす

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、設備、備考】

1、土ヶ谷墓地、字土ヶ谷地内、約 7.0、道路、植樹、給水、「計画区域の一部」「既設墓地にして字向新田埋立地所在のもの及び字中須賀同西原地内埋立地の沿うもの、移転を併せ行う。

別紙図面表示の通

第二 本事業の執行年度割左の通定む。

昭和 16 年度 約 1 割 5 分

昭和 17 年度 約 2 割 2 分

昭和 18 年度 約 3 割 1 分

昭和 19 年度 約 3 割 2 分

理由書

新居浜市における既存墓地中埋立地附近のものは工場に近接せる市街地の中枢部に位置し極めて府適なるのみならず港湾の利用、埋立地の開発及び都市計画街路事業の執行等に関連し速やかに之が整理を要するものあるを以て都市計画墓地第 1 号の一部を都市計画事業として決定し昭和 16 年度以降 4 カ年継続を以て新居浜市長をして之を執行せしめんとするものなり。